

令和8年1月

お客さま各位

関信用金庫

貸金庫約款改定のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化をはかるため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が盛り込まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、貸金庫約款を改定いたします。

改定後の約款は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

改定する約款 : 貸金庫約款

改定日 : 令和8年4月1日(水)

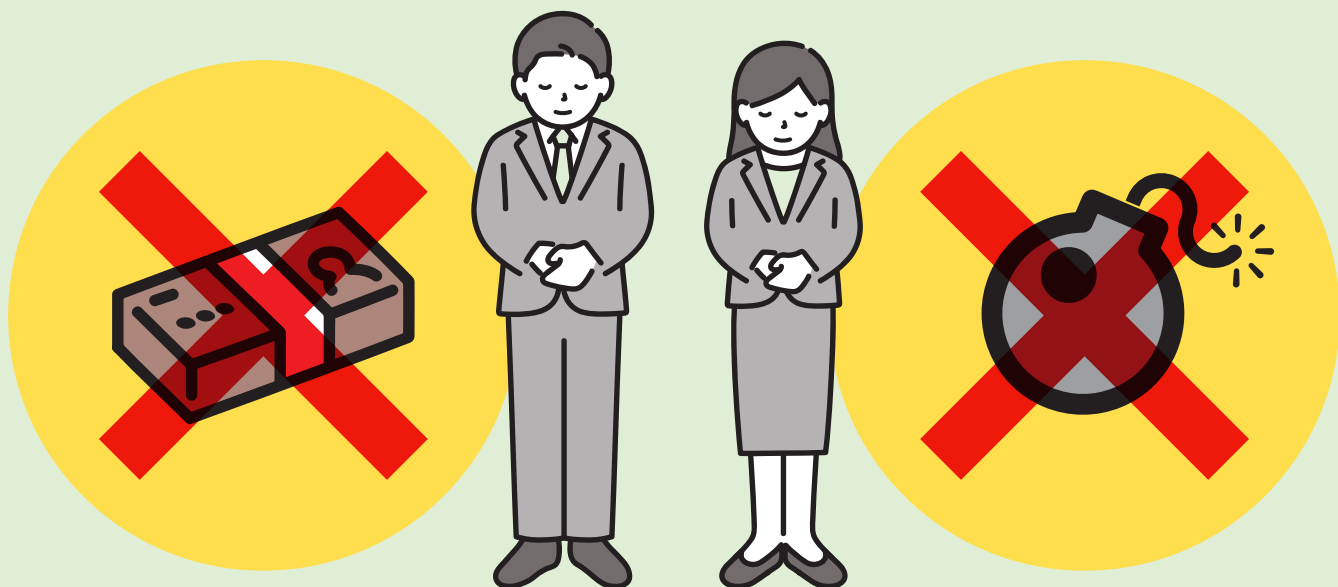
改定後の約款についてはこちらをご覧ください。

●主な改訂内容

- (1) 貸金庫内に「現金」を保管いただくことができなくなります。現在、現金を保管されているお客さまは、次回ご来店時に現金をお引き取りいただきますようお願いいたします。
- (2) 「貸金庫借用に関する申告書」にて利用目的(適切にご利用いただいていること)を書面で申告いただきます。現在貸金庫をご契約いただいているお客さまについては、書面および改定後の約款を令和8年1月以降、順次ご登録住所に郵送等させていただきますので、お手数ですが、「貸金庫借用に関する申告書」について返信用封筒等にて返信をお願いいたします。

約款改定に伴いお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、貸金庫ご契約店舗までお問い合わせください。

～貸金庫をご利用のお客さまへ～



マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止する対応として

**貸金庫に、
現金や危険物等は
保管いただけません。**

ご利用中の全てのお客さまへ
利用目的等の確認をお願いしています。

詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。